

**湯河原町パートナーシップ宣誓制度
ご利用ガイドブック**

湯河原町

令和5年4月

目 次

1	パートナーシップ宣誓制度とは	1
2	宣誓することができる方	2
3	宣誓に必要な書類	3
4	宣誓の流れ	4
5	宣誓後について	5
6	Q & A	6

参考 「湯河原町パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱」

1 パートナーシップ宣誓制度とは

湯河原町では、町民の一人ひとりがお互いの人権を尊重し、多様性を認め合い、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会の実現を目指しています。

その一環として、性的マイノリティや様々な事情により婚姻制度を利用できずに、悩みや生きづらさを抱えている方々に寄り添い、自分らしく生きることができるよう、令和5年4月から「湯河原町パートナーシップ宣誓制度」を創設しました。

この制度は、相互の協力によって継続的な共同生活をすることを約束したお二人が、お互いに人生のパートナーであることを宣誓し、町長がその事実を認め、宣誓書受領証を交付するものです。

法律上の効力（婚姻や親族関係の形成、相続、税金の控除等）を生じさせるものではありませんが、お二人の思いを尊重すると共に、自分らしく活躍されることを湯河原町として応援するものです。

この制度の導入により、町民や事業者の皆さまに、性的マイノリティなどの方々に対する理解が促進され、誰もが自分らしく生きることができると期待します。

2 宣誓することができる方

パートナーシップ宣誓をするには、お二人が次の要件を全て満たしている必要があります。

(1) 成年に達していること

満18歳以上の方

(2) 湯河原町に住民登録があること

お二人とも町内に住所を有していること。又は、一方が町内に住所を有し、他方が3か月以内に当該住所への転入を予定していること。

※町内に転入予定の場合

3か月以内に町内に転入し、そのことを証明する書類を提出してください。

なお、3か月以内に提出が無い場合は、当該宣誓を無効にし、交付番号を公表します。

(3) 現に婚姻していないこと（配偶者がいないこと）

(4) 宣誓をしようとする者以外の者とパートナーシップにないこと

(5) 近親者でないこと

- ・ 直系血族又は三親等内の傍系血族
⇒ 祖父母、父母、子、孫、兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪 等
- ・ 直系姻族
⇒ 配偶者の父母、祖父母、子、孫、子の配偶者 等

※ただし、パートナーシップにあるお二人が、養子縁組をしている場合を除きます。

3 宣誓に必要な書類

パートナーシップ宣誓をするに当たって、要件確認や本人確認のため、次の書類を提出していただきます。なお、必要書類の交付手数料は宣誓者の自己負担になります。

(1) 住所の確認をする書類（住民票の写し又は住民票記載事項証明書）

- ・ 宣誓日以前3か月以内に交付された住民票の写し等を1人1通ずつ提出してください。ただし、お二人が同一世帯になっている場合は、お二人の情報が記載されたもの1通で構いません。
- ・ 本籍、世帯主の氏名及び続柄、住民票コード、個人番号（マイナンバー）の記載は不要です。

(2) 現に婚姻していないことを証明する書類（戸籍抄本等）

- ・ 宣誓日以前3か月以内に交付された戸籍抄本等を1人1通ずつ提出してください。※戸籍抄本等は、本籍地の市区町村で取得できます。
- ・ 外国籍の方は、本国の大使館等公的機関で発行された独身証明書や婚姻要件具備証明書に日本語訳を添付して提出してください。

(3) 本人確認ができる書類

- ・ お二人分をご用意ください。
- ・ 有効期限があるものについては、有効期限内のものに限ります。

1種類の提示で足りるもの	2種類以上の提示が必要なもの
<ul style="list-style-type: none">・ マイナンバーカード（個人番号カード）・ 運転免許証・ 旅券（パスポート）・ 障害者手帳・ 住民基本台帳カード（顔写真付き）・ 在留カード又は特別永住者証明書	<ul style="list-style-type: none">・ 住民基本台帳カード（顔写真なし）・ 健康保険の被保険者証・ 国民年金手帳・ 年金証書※法人が発行した顔写真付きの身分証明書※顔写真付きの学生証※国又は地方公共団体の機関が発行した顔写真付きの資格証明書 <p>「※」の書類のみが2枚以上あっても確認できません。その他の書類（健康保険証等）と組み合わせで提示してください。</p>

(4) 通称名が確認できる書類

- ・ 通称名と住所が記載された郵便物、通称名の顔写真付き社員証など

4 宣誓の流れ

(1) 予約

- ・宣誓希望日の7日前（土日・祝日、年末年始を除く）までに電話・FAX・メールのいずれかで社会福祉課に予約の連絡をしてください。
- ・宣誓日時の調整、氏名・住所・生年月日・必要書類等の確認を行います。
- ・宣誓日時は平日の午前9時から午後4時です。（正午～午後1時を除く。）なお、宣誓等には1時間程度かかります。また、予約日時は予約状況等によりご希望に沿えない場合があります。
- ・プライバシーへの配慮から、個室での受付ができます。ご希望の場合はお申し出ください。

【予約連絡先】

湯河原町役場社会福祉課社会福祉係

- ・電話：0465-63-2111（内線313・314）
- ・FAX：0465-63-2940
- ・メールアドレス：fukushi@town.yugawara.kanagawa.jp

予約の際は、次の内容をお伝えください。

- ①宣誓希望日・時間（来庁される時間）※第3希望まで
- ②宣誓されるお二人の氏名とふりがな、住所、生年月日
- ③代表者の日中の連絡先（電話番号・メールアドレスなど）

(2) パートナーシップの宣誓

- ・予約日時に必要書類をご持参の上、必ずお二人揃って社会福祉課へお越しください。
- ・町職員の前でパートナーシップ宣誓書に自署し、ご提出いただきます。
- ・宣誓書（表裏）及び必要書類による要件確認と本人確認を行います。
- ・書類に不備や不足がある場合等は、宣誓日を延期させていただく場合があります。

※宣誓書を事前に記入することや代理人・郵送による宣誓はできません。

(3) パートナーシップ宣誓書受領証等の交付

- ・書類の不備等が無い場合は、原則即日交付します。翌日以降に交付する場合は、改めて本人確認をさせていただきます。
- ・通称名を使用する場合は受領証等の表面に通称名、裏面に戸籍上の氏名を記載します。
- ・受領証等の交付に係る手数料は無料です。

5 宣誓後について

再交付・返還の場合も、宣誓時と同様に、事前に電話・メール・FAXのいずれかの方法により手続きの日時を予約してください。

(1) 転入予定で宣誓された方の転入後の手続き

- ・転入予定で宣誓された方は、宣誓日から3か月以内に転入手続きをし、町内に転入したことを証明できる住民票の写しを提出してください。(郵送可)

(2) パートナーシップ宣誓書受領証等の再交付

- ・紛失やき損、汚損した場合、又は氏名変更などのやむを得ない事情により再交付を希望される場合、「パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書」により再交付を申請することができます。氏名変更された場合は、変更後の氏名が確認できるもの(住民票の写しなど)を併せてご提出ください。
- ・本人確認書類をお持ちの上、本人又はパートナーが手続きにお越しく下さい。(代理申請不可)
- ・紛失以外の理由で再交付を希望される場合は、交付済みの受領証等と引き換えに再交付します。

(3) パートナーシップ宣誓書受領証等の返還

- ・次の場合は、パートナーシップ宣誓書受領証及びパートナーシップ宣誓書受領証カードを返還する必要があります。
 - ①当事者の意思により、パートナーシップが解消されたとき。
 - ②一方又は双方が町外に転出したとき。(転勤、親族の看護・介護その他やむを得ない事情により、一時的に町外に移動される場合は、ご相談ください。)
 - ③宣誓の要件に該当しなくなったとき。

(4) パートナーシップ宣誓書受領証等の無効

- ・次の場合は、パートナーシップ宣誓を無効とします。
 - ①パートナーシップを有しないと認めるとき。
 - ②宣誓書の内容に虚偽があったと認めるとき。
 - ③その他宣誓の要件に該当しないと認めるとき。
 - ④転入予定の宣誓者が宣誓日から3か月以内に町内に転入したことを証明できる住民票の写しを提出しないと認めるとき。

6 Q&A

Q 1 湯河原町パートナーシップ宣誓制度と婚姻制度は、どう違うのですか？

A 1 婚姻は民法に定める法律行為であり、相続権や扶養義務など法律上の権利や義務が発生します。

一方、湯河原町が行うパートナーシップ宣誓制度は、町が独自で要綱に基づき実施するもので、法律上の効力はありません。また、戸籍や住民票の記載が変わることもありません。

この制度は、人生のパートナーとして、相互の協力によって継続的な共同生活を約束したお二人の悩みや生きづらさに寄り添い、自分らしく生きることができるよう町として応援するものです。

Q 2 法的な義務や権利が発生しないのに実施する理由は何ですか？

A 2 結婚のような法的なメリットはありませんが、受領証等を交付することにより、性的マイノリティの方などのお二人の気持ちを行政が尊重し、その関係性を公に認めることに意義があるものと考えています。

湯河原町では、本制度を創設することによって、性的マイノリティなどの方々の生きづらさの軽減、性的指向や性自認に対する差別解消を図り、多様性を認め合い、誰もがその人らしく生活できる地域社会の実現を目指しています。

また、全国的に携帯電話の家族割の適用や、生命保険の受取人の指定、医療機関での家族としての面会・説明など、一部の民間サービスでパートナーシップを尊重する取組が広がっています。本制度の導入によって、社会的理解がより一層進み、様々な場面でパートナーシップを家族の1つの形として取り扱うことが波及していくことを期待しています。

Q 3 宣誓をすることができるのは、同性同士のみですか？

A 3 同性・異性を問わず、宣誓をしていただくことができます。また、事実婚の方も対象となります。

Q 4 養子縁組をしています、宣誓をすることはできますか？

A 4 パートナーシップにある性的マイノリティ等の方同士が、養子縁組をしている場合は、宣誓をすることができます。

Q 5 同居していないと宣誓できませんか？

A 5 同居しているか、同居の予定があることを前提としています。転勤、親族の看護・介護その他やむを得ない事情により一時的に町外に移動される場合は、ご相談ください。

Q 6 郵送や他の人に代理で宣誓してもらうことはできますか？

A 6 町職員の面前において、パートナーシップ宣誓書に自ら記入いただく必要がありますので、郵送や代理人による宣誓はできません。必ず宣誓をされるお二人が社会福祉課へお越しくください。なお、事情により必要書類への記入が難しい場合は、宣誓時に代筆者に記入していただく事ができます。

Q 7 受領証等に有効期限はありますか？

A 7 有効期限はありません。
返還の事由に該当するまで有効になります。

Q 8 受領証等は即日交付されますか？

A 8 書類等に不備がなく、要件を満たしていると認められる場合は、原則、即日交付します。なお、内容確認等のために1時間程度の時間を要しますので、ご了承ください。

Q 9 制度利用に際し、プライバシーは守られますか？

A 9 申請時はプライバシー保護のため、ご希望があれば個室で対応します。また、提出された書類や記載されている内容の個人情報の取扱いには十分配慮します。パートナーシップの宣誓者の秘密が明らかにされることはありません。

Q 10 町外に転出する場合には、受領証等を返還する必要がありますか？

A 10 宣誓の要件を満たさなくなりますので、返還届をご提出いただき、交付された受領証等を返還してください。

Q 11 パートナーシップを解消した場合、受領証等を返還する必要がありますか？

A 11 宣誓の要件を満たさなくなりますので、返還届をご提出いただき、交付された受領証等を返還してください。

Q 12 パートナーが亡くなった場合、受領証等を返還する必要がありますか？

A 12 パートナーがお亡くなりになった場合は、返還する必要はありません。ただし、新たに別の方とパートナーシップ宣誓をする場合は、すべての交付書類を返還する必要があります。

Q 13 どうして返還された・みなした受領証等の交付番号を公開するのですか？

A 13 自主的に返還しなかった方による不適切な利用を防止するために、返還された・みなした受領証等の交付番号を公開することがあります。

Q14 宣誓者が利用できる行政サービスはどのようなものがありますか？

A14 宣誓書受領証等の提示により、次の行政サービスを利用することができます。

項 目		担当課
町営住宅の入居申し込み	宣誓書受領証等の提示によりパートナーシップ関係にある2人を事実上婚姻関係と同様の事情にある者とし、町営住宅の入居に係る同居親族要件を満たすものとする。	社会福祉課
要介護認定の申請	宣誓書受領証等の提示により家族による代理手続きと同様に申請を認めるものとする。	介護課
犯罪被害者等法律相談の申し込み	宣誓書受領書等の掲示によりパートナーシップ関係にある2人を家族若しくは遺族その他これらに準ずる者とし、法律相談の申し込みの要件を満たすものとする。	地域政策課
犯罪被害者等支援給付金の支給申請	宣誓書受領書等の掲示によりパートナーシップ関係にある2人を家族若しくは遺族その他これらに準ずる者とし、支援給付金の支給申請の要件を満たすものとする。	地域政策課

また、宣誓書受領証等の有無に関わらず、次の行政サービスを利用することができます。

項 目		担当課
国民健康保険証等の性別表記	性別表記について、表面に記載することを望まない場合は、申し出により、裏面に記載することができる。	住民課
後期高齢者医療証等の性別表記		住民課
住民票の発行	世帯が同一であれば、委任状を用意せずに、住民票の発行ができる。	住民課
印鑑証明書の発行	必要とする印鑑証明書の印鑑登録証（カード）を提示すれば、当該印鑑証明書の発行ができる。	住民課
転入・転出の手続き	世帯が同一であれば、委任状を用意せずに、転入・転出の手続きができる。	住民課
税証明書等の発行	世帯が同一であれば、委任状を用意せずに、税証明書等の発行ができる。	税務課

参考 湯河原町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

湯河原町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一人ひとりの町民が互いに人権を尊重し、多様性を認め合い、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現するため、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとして、相互の協力によって継続的な共同生活をし、又は継続的に共同生活をすることを約束した2人の関係をいう。
- (2) 宣誓 パートナーシップにある2人が、町長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。(1) 民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達していること。

- (2) 町内の同一住所に居住していること、又は一方が町内に住所を有し、かつ、3月以内に他方が当該住所への転入を予定している若しくは双方が町内の同一住所への転居を予定していること。ただし、同一住所に居住することができない特別の理由があると町長が認める場合は、この限りでない。
- (3) 配偶者(事実上の婚姻関係にある者を含む。)がいないこと及び宣誓をしようとする者以外の者とパートナーシップにないこと。
- (4) 宣誓をしようとする者同士が近親者(直系血族又は三親等内の傍系血族若しくは直系姻族をいう。)でないこと。ただし、パートナーシップにある者同士が養子縁組をしている場合を除く。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者(以下「宣誓者」という。)は、宣誓をする日(以下「宣誓日」という。)を予約の上、揃って町職員の面前において、パートナーシップ宣誓書(様式第1号。以下「宣誓書」という。)に自ら記入し、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、宣誓者の一方又は双方が宣誓書に自ら記入することができないと町長が認めるときは、これを代筆させることができる。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書(宣誓日以前3月以内に交付されたものに限る。)

- (2) 現に婚姻をしていないことを証明する書類（宣誓日以前3月以内に交付されたものに限る。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- 2 宣誓者は、町長に対して当該宣誓者が本人であることを明らかにするため、次に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。
 - (1) 個人番号カード
 - (2) 旅券
 - (3) 運転免許証
 - (4) 在留カード
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの
- 3 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類の提示をすることができない場合は、町長が適当と認める書類の提示を求めることにより、本人であることを確認することができる。
- 4 前条第2号に規定する町内に転入予定である者は、宣誓日から3月以内に、住民票の写し等、町内への転入を証明する書類を町長に提出するものとする。
- 5 前条第2号に規定する同一住所に居住予定である者は、原則として、宣誓日から3月以内に、住民票の写し等、同居の事実を証明する書類を町長に提出するものとする。

（通称名の使用）

第5条 宣誓者は、性別違和等で町長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において通称名（戸籍上の氏名に代えて広く通用している呼称をいう。）を使用することができる。

- 2 宣誓者は、前項の規定により通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を宣誓時に提出するものとする。

（受領証の交付）

第6条 町長は、第4条第1項の規定により宣誓書の提出があった場合において、宣誓者が第3条各号に掲げる要件に該当すると認めるときは、パートナーシップ宣誓書受領証（様式第2号）及びパートナーシップ宣誓書受領証カード（様式第3号）（以下「受領証等」という。）に当該宣誓書の写しを添えて、宣誓者に交付するものとする。

- 2 前条第1項の規定により宣誓書に通称名が使用されたときは、当該通称名及び戸籍に記載されている氏名を受領証等に記載するものとする。

（紛失等による再交付の申請）

第7条 前条第1項の規定により受領証等の交付を受けた者（以下「受領者」という。）は、当該受領証等を紛失し、若しくは毀損し、又は改姓し、若しくは改名したときは、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第4号。以下「再交付申請書」という。）により、町長に受領証等の再交付を申請することができる。

2 町長は、前項の規定により再交付申請書の提出があった場合は、次条第1項の規定により受領証等が返還されたとき又は同条第2項の規定により受領証等が返還されたものとみなしたときを除き、受領証等を再交付するものとする。

(受領証等の返還)

第8条 受領者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届(様式第5号。以下「返還届」という。)に受領証等を添えて、町長に届け出なければならない。ただし、第2号に該当する場合であって、一方が転勤、親族の看病その他のやむを得ない事情を理由として一時的に町外への転出をするときについては、この限りでない。

- (1) 当事者の意思により、パートナーシップが解消されたとき。
- (2) 一方又は双方が町外に転出したとき。
- (3) その他宣誓者の要件に該当しなくなったとき。

2 町長は、受領者が次の各号のいずれかに該当することが判明したと認めるときは、宣誓を無効とし、前項の規定により受領証等が返還されたものとみなすことができる。

- (1) パートナーシップを有しないと認めるとき。
- (2) 宣誓書の内容に虚偽があったと認めるとき。
- (3) その他第3条に掲げる宣誓者の要件に該当しないと認めるとき。
- (4) 第4条第4項の規定に反し、町内への転入を証明する書類を提出しないとき。

3 町長は、第1項の規定により受領証等が返還されたとき又は前項の規定により受領証等が返還されたものとみなしたときは、受領証等の交付番号(受領証等ごとに付与された番号をいう。)を公表することができる。

(本人確認)

第9条 第7条第1項の規定により受領証等の再交付を申請しその交付を受けるとき及び前条第1項の規定により受領証等の返還を届け出るときについては、第4条第2項及び第3項の規定を準用する。

(宣誓書の保存期間)

第10条 宣誓書の保存期間は、第8条第1項の規定により受領証等が返還された日又は同条第2項の規定により受領証等が返還されたものとみなした日から起算して5年間とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

《お問い合わせ・ご相談》

湯河原町社会福祉課

TEL : 0465-63-2111 FAX : 0465-63-2940

メール : fukushi@town.yugawara.kanagawa.jp